

京都市知恵産業創造支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知恵産業の更なる推進を図るため、京都の持つ伝統、文化、自然、景観などの地域資源の活用や地域の課題解決に資する事業で、自社の強み（知恵）を活かした創意工夫や創造力のある事業に取り組む中小企業者に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、市内に主たる事務所等を有する中小企業者とする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金は、別表に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。ただし、飲食費、遊興、娯楽に要する費用、接待に支出される費用及び公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断される経費は対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める経費の3分の2以内かつ3,000,000円以内とする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、京都知恵産業支援共同事業補助金交付申請書（京都市知恵産業創造支援事業）（第1号様式）によって行うものとする。

(事前着手)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に事前着手届（第2号様式）を市長に提出したときは、この限りでない。

(交付の決定等)

第8条 市長は、条例第9条による申請が到達してから150日以内に、京都産業育成コンソーシアムが設置する審査委員会において、当該申請について有識者から幅広い意見を聴取したうえで、条例第10条各項の決定をするものとする。

2 補助金の交付又は不交付を決定したときは、条例第12条の規定に基づき京都市知恵産業創造支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）又は京都市知恵産業創造支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(計画変更の承認)

第9条 条例第11条第1項第1号及び第2号で規定する補助事業の変更等に係る市長等の承認申請は、京都市知恵産業創造支援事業補助金に係る補助事業計画変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、経費項目間の50%以内の増減を行う場合とする。

3 市長は、第1項の承認申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、その承認又は不承認を

決定し、京都市知恵産業創造支援事業補助金に係る計画変更承認（不承認）通知書（第6号様式）を補助金の交付を受ける事業者（以下「補助事業者」という。）あてに送付するものとする。

4 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（補助事業遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、条例第11条第1項第3号の規定に基づく補助事業遅延等の報告を行う場合は、京都市知恵産業創造支援事業補助金に係る補助事業遅延等報告書（第7号様式）を提出するものとする。

（補助事業等の遂行）

第11条 補助事業者は、補助事業の一部を委託する者等に対し、補助金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって当該事業を行わせ、補助金を他の用途へ使用することのないようにさせなければならない。

（報告、検査及び指示）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 補助事業者は、市長から前項による報告の指示があった場合、遂行状況について、京都市知恵産業創造支援事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書（第8号様式）を提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市知恵産業創造支援事業補助金に係る補助事業実績報告書（第9号様式）を事業の完了日若しくは事業の廃止承認日から30日を経過した日、又は交付決定を受けた翌年度4月5日のいずれか早い日（ただし、前記事業の完了日若しくは事業の廃止承認日から30日を経過した日、又は交付決定を受けた翌年度4月5日のいずれか早い日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月29日から同月31日まで（以下、「休日」という。）に当たるときは、その日の後においてその日に最も近い休日でない日）までに、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告を受け、条例第19条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定したときは、京都市知恵産業創造支援事業補助金交付額確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内とし、期限内に納付がなされない場合は、未納に係る金額に対して、条例第24条第5項の規定により延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第15条 補助金の交付は、補助金の額を確定した後に、当該補助事業者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助事業者から京都市知恵産業創造支援事業補助金概算払請求書（第11号様式）により請求があった場合で、その必要性を認めるときは、補助金交付予定額の2分の1以内の額で、概算払を行うことができるものとする。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、当該補助事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(成果の普及への努力)

第17条 京都市長及び補助事業者は、補助事業による成果が生じたときは、その成果の普及に努めるものとする。

(補則)

第18条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	
区分	項目
事業費	① 原材料費（試作品等の製作に必要な材料費） ② 機械装置・工具器具の購入，製造，改良，据付，借用に要する費用 （総事業費の50%以下とする） ③ 外注加工費 ④ 技術コンサルタント料，デザイン料，試作費，実験費，設計費，試験検査費， システム開発費 ⑤ 広告宣伝費（パンフレット及びチラシ作成費，情報誌掲載費用等） ⑥ ホームページ作成費 ⑦ 展示会等の会場費，出展料及び出展設営費 ⑧ 研修の実施に要する費用 ⑨ 専門家に対する講師謝金及び旅費 ⑩ 調査研究費（データ購入及び調査分析に係る費用等） ⑪ 知的財産権取得に要する弁理士等の手続に係る費用 ⑫ その他補助事業の事業目標を達成するために直接必要な経費
事務費	① 従事者旅費（事業者等の国内旅費・交通費及び宿泊費） ② 会議費，会場借料，借損料，印刷製本費，資料購入費，通信運搬費，光熱水 費，通訳料，翻訳料，保険料，備品購入費，消耗品費，雑役務費（項目が特定 できない事務費） ③ アルバイト賃金及び交通費（短期的なものに限る） （ただし，事務費の合計は総事業費の20%以下とする）

ただし，補助事業の主たる業務を外部に委託する場合は，総事業費の50%以下とする。

（あて先）

京 都 市 長

所 在 地

名 称（企業名等）

代表者名（職・氏名）

印

**京都知恵産業支援共同事業補助金交付申請書
（京都市知恵産業創造支援事業）**

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付資料

- (1) 事業計画書（第1号の1様式）
- (2) 収支予算書（第1号の2様式）
- (3) 支出内訳明細書（第1号の3様式）
- (4) 決算書又は確定申告書写し

() 年創業のため未添付	平成 年 月 第 期
---------------	---------------

ア 前期の決算書（貸借対照表，損益計算書・製造原価報告書（製造業のみ））の写し又は確定申告書の写しを添付してください。

注 創業1年未満の場合は，前期の確定申告書の写し又は税務署への事業開始届の写し等を添付してください。

(5) その他

ア 定款，規約，役員名簿，法人登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。原本）等を添付してください。（個人及び創業予定者は不要）

イ 前年度の法人市民税，固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税証明書（原本）を添付してください。

きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業（京都知恵産業支援共同事業）に併願申請される方は公益財団法人京都産業21理事長あての申請書も併せて提出のうえ次の欄に○を記入してください。

	併願申請する
--	--------

事業計画書

1 事業者等の概要（2枚以内にまとめてください。）

名称（企業名等）			
代表者（職・氏名）			
従業員数	人	資本金等	千円
所在地	〒 TEL（ ） - FAX（ ） - e-mail : URL :		
（担当者）	職・氏名 TEL（ ） - FAX（ ） - e-mail : 携帯： - -		
創業時期		設立時期	
業種			
3期分決算推移	前々期（ ～ ）	前期（ ～ ）	今期予想（ ～ ）
売上高（千円）			
経常利益（千円）			
主な事業内容			
事業の沿革			
自社の強み			
事業認証・認定の実績	（京都産業育成コンソーシアム「知恵産業認証制度等一覧」 http://www.kyoto-conso.jp/nintei/ などを参考に、認証・認定の実績がある場合は、名称を記入してください。）		

2 申請する事業内容（6枚以内にまとめてください。）

事業名	(概ね30字以内で事業内容が概観できるタイトルを記入してください。)
事業内容	(具体的事業内容、事業の目的、計画の目標(利益計画とその根拠)を記載してください。)
実施時期	平成 年 月 ～ 平成 年 月 ※ただし、やむを得ない事由により、交付申請日以降で交付決定前に事業に着手しようとする場合は、着手前に、事前着手届（第2号様式）を提出する必要があります。
事業の新規性	

事業の市場性				
事業の実現可能性				
地域活性化への波及効果				
本事業を実施する体制 (事業者内部・外部支援者名・委託先等)				
本事業の売上高等の見込み		今期 (~)	事業終了後一年目 (~)	事業終了後二年目 (~)
	売上高(千円)			
	経常利益(千円)			
	雇 用 (人)	人(延べ 人)	人(延べ 人)	人(延べ 人)
当該年度に他の補助金・助成金等を受けた実績(申請中のものを含む)	補助金・助成金等名	対象事業		金額(千円)

収 支 予 算 書

1 収入内訳書

(単位：千円)

項 目	金 額
<助成（補助）金> 交付申請額	
<自己資金等> 自己資金 借入金 その他	
合 計	

2 支出内訳書

(単位：千円)

項 目	金 額
<事業費>	
<事務費>	
合 計	

注 支出額は、消費税及び地方消費税額を含んだ金額で記載してください。

ただし、消費税及び地方消費税は助成（補助）対象外であるため、交付申請額は支出額に100/108を乗じた額の2/3以内となります。

注 支出内訳書は、対象経費の項目ごとに記載してください。

注 対象経費の明細は、（第1号の3）支出内訳明細書に記載してください。

支出内訳明細書

区 分	項 目	内訳（内容，積算単価，数量等を具体的に記入してください）	金 額（千円）	備 考
事業費				
小 計				
事務費				
小 計				
合 計				

第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）

京 都 市 長

所 在 地

名 称（企業名等）

代表者名（職・氏名）

印

京都市知恵産業創造支援事業補助金事前着手届

平成 年 月 日付けで申請しました標記の補助事業について、交付決定前に着手しますので届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 補助事業名

2 事前着手の理由

3 着手予定年月日

第3号様式（第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

京 都 市 長
(担当)

京都市知恵産業創造支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請がありました標記の補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付予定金額 円

3 交付の条件

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算し60日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

第4号様式（第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

京 都 市 長
（担当 ）

京都市知恵産業創造支援事業補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請がありました標記の補助金については、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

1 補助事業名

2 不交付理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算し60日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

第5号様式（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

（あて先）
京 都 市 長

所 在 地
名 称（企業名等）
代表者名（職・氏名）

印

**京都市知恵産業創造支援事業補助金に係る
補助事業計画変更・中止・廃止承認申請書**

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった標記の補助事業
変更
を下記のとおり 中止 したいので、京都市知恵産業創造支援事業補助金交付要綱第9条の
廃止
規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 変更・中止・廃止の理由
- 3 変更の内容（変更の場合のみ記載）
別紙のとおり

注 該当する□に、レ印を記入してください。

補助金変更承認申請書

補助事業名			
事業内容	変更前		
	変更後		
経費	補助金申請額	変更前	
		変更後	
	自己資金	変更前	
		変更後	
	その他	変更前	
		変更後	
	合計	変更前	
		変更後	

収 支 予 算 書

1 収入内訳書

(単位：千円)

項 目	金 額
< 補助金 > 京都市知恵産業創造支援事業補助金 < 自己資金等 > 自己資金 借入金 その他	
合 計	

2 支出内訳書

(単位：千円)

項 目	金 額
< 事業費 > < 事務費 >	
合 計	

注 支出内訳書は、対象経費（第4条）の項目ごとに記載してください。

注 補助金対象経費の明細は、（第5号の3様式）支出内訳明細書に記載してください。

第5号の3様式

支出内訳明細書

区 分	項 目	内訳（内容，積算単価，数量等を具体的に記入してください）	金 額（千円）	備 考
事業費				
小 計				
事務費				
小 計				
合 計				

第6号様式（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

京 都 市 長
（担当 ）

京都市知恵産業創造支援事業補助金に係る計画変更承認（不承認）通知書

平成 年 月 日付けで申請のあったことについては、京都市知恵産業創造支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、承認（不承認）と決定しましたので通知します。

（不承認の理由）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算し60日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

第7号様式（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

（あて先）
京 都 市 長

所 在 地
名 称（企業名等）
代表者名（職・氏名） 印

京都市知恵産業創造支援事業補助金に係る補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった標記の補助事業に係る遅延等について、京都市知恵産業創造支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進ちよく状況
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 補助事業の遂行及び完了予定日

第8号様式（第12条関係）

第 号
平成 年 月 日

（あて先）
京 都 市 長

所 在 地
名 称（企業名等）
代表者名（職・氏名） 印

京都市知恵産業創造支援事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった標記の補助事業の遂行状況について、京都市知恵産業創造支援事業補助金交付要綱第12条2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の遂行状況（※準備進ちょく状況等の具体的内容を記載すること）
- 3 補助対象経費の使用状況（※証拠書類を添付すること）

第9号様式（第13条関係）

第 号
平成 年 月 日

（あて先）
京 都 市 長

所 在 地
名 称（企業名等）
代表者名（職・氏名） 印

京都市知恵産業創造支援事業補助金に係る補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった標記の補助事業
を平成 年 月 日付けで 完了 廃止 しましたので、京都市知恵産業創造支援事業補助金

交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付予定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 添付書類
 - (1) 実績報告書（第9号の1様式）
 - (2) 収支決算書（第9号の2様式）
 - (3) 支出内訳明細書（第9号の3様式）
 - (4) 支出明細書類（領収書写等）

注 該当する□に、レ印を記入してください。

実績報告書

事業者名	
補助事業名	
(補助事業の具体的な内容)	
(補助事業の効果・成果)	

注 参考資料（作成資料，チラシ，写真，掲載された新聞記事等）を添付してください。

事業者名	
------	--

1 収入内訳書

(単位：千円)

項 目	金 額
<補助金> 京都市知恵産業創造支援事業	
<自己資金等> 自己資金 借入金 その他	
合 計	

2 支出内訳書

(単位：千円)

項 目	金 額
<事業費>	
<事務費>	
合 計	

注 支出内訳書は、対象経費（第4条）の項目ごとに記載してください。

注 補助金対象経費の明細は、（第9号の3様式）支出内訳明細書に記載してください。

注 領収書等の写しを添付してください。

注 補助金により取得した財産がある場合は、その明細を添付してください。

支出内訳明細書

区 分	項 目	内訳（内容，積算単価，数量等を具体的に記入してください）	金 額（千円）	備 考
事業費				
小 計				
事務費				
小 計				
合 計				

第10号様式（第14条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

京 都 市 長
(担当)

京都市知恵産業創造支援事業補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定した標記の補助金について、京都市知恵産業創造支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付確定額 円

第 1 1 号様式 (第 1 5 条関係)

第 号
平成 年 月 日

(あて先)
京 都 市 長

所 在 地
名 称 (企業名等)
代表者名 (職・氏名) 印

京都市知恵産業創造支援事業補助金概算払請求書

京都市知恵産業創造支援事業補助金交付要綱第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、補助金の概算払を請求します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定日及び決定番号
- 3 補助金交付予定額 円
- 4 受領済補助金額 円
- 5 概算払請求額 円
- 6 概算払請求額の内訳 (補助対象事業の実施に要する以下の経費のうち 2 / 3)

区 分	項 目	内 訳	金 額 (千円)
事業費			
小 計			
事務費			
小 計			
合 計			